

# 第三セクター等の抜本的改革の概要

## 第三セクター・地方公社

事業の意義(行政目的との一致度)・採算性を踏まえて抜本的改革を検討

「第三セクター等の抜本的改革の推進等について」(H21.6.23 付け自治財政局長通知)

### 経営改革

- 経営責任の明確化や運営の改善等を行った上で経営継続
- ⇨ 地方公共団体は損失補償等を行うべきではない

### 事業の再生等

→ 債務調整や経営体制変更等を行った上で経営継続  
(三セク債の活用が可能な場合も)

### 民営化・民間売却等

→ 完全民営化・民間売却・上下分離方式での運営等  
(三セク債の活用が可能な場合も)

### 事業の清算

→ 事業を完全に終了させる形での廃止・解散・破産等  
(原則として三セク債の活用可)

## 公営企業

事業の意義(必要性等)・採算性を踏まえて抜本的改革を検討

「公営企業の経営に当たっての留意事項について」(H21.7.8 付け公営企業課長通知)

### 経営改革

→ 経営健全化の取組を進めながら経営継続

### 民営化等を行った上での事業の継続

→ 民営化、民間譲渡・委託、独立行政法人化、PFI、指定管理者等  
(三セク債の活用が可能な場合も)

### 廃止(事業の終了)

→ 事業を終了させ公営企業会計を廃止(原則として三セク債の活用可)

# 第三セクター等の抜本的改革の経緯

## 趣旨・背景

第三セクター等の経営悪化や、地方公共団体財政健全化法の全面施行(平成21年度以降)により第三セクター等に係る債務等が健全化指標で捕捉されるようになったことを踏まえ、第三セクター、地方公社及び公営企業(第三セクター等)の抜本的改革について、先送りをすることなく早期に取り組み、将来的な財政負担の明確化と計画的な削減に取り組むことが求められた。



- 「第三セクター等の抜本的改革等に関する指針」(平成21年6月23日付け総務省自治財政局長通知)等により、平成21年度から25年度までの間に、「第三セクター等改革推進債」も活用した第三セクター等の存廃を含めた抜本的改革への集中的かつ積極的な取組を要請。

## 第三セクター・地方公社の抜本改革

平成21年度から25年度までの間に、基本的にすべての第三セクター等を対象として、必要な検討を行い、第三セクター等改革推進債も活用し、存廃を含めた抜本的改革を集中的に行うことを要請。(「第三セクター等の抜本的改革等に関する指針」平成21年6月総務省自治財政局長通知)

<主な要請内容>

- 現在第三セクター等が行う事業の意義(公益性)、採算性、事業手法等の検討
- 情報開示の徹底による責任の明確化等
- 存続する第三セクター等の指導監督等(公的支援の限定(特に損失補償は行うべきではない)、資金調達はプロジェクト・ファイナンスの考え方を基本とするべき等)

## 公営企業の抜本改革

第三セクター・地方公社と同様、平成21年度から25年度までの間に、第三セクター等改革推進債の活用も念頭において、抜本的改革の推進を集中的に行うことを要請。(「公営企業の経営に当たっての留意事項について」平成21年7月総務省自治財政局公営企業課長等通知)

- 平成21年3月、「経済財政改革の基本方針2008」等を踏まえ、第三セクター等の整理又は再生を円滑に実施することができるよう、地方財政法の一部改正により「第三セクター等改革推進債」を創設(平成21年度から25年度までの間の特例措置)。

# 第三セクター等の抜本的改革の成果

資料2

- 平成21年度から進めている第三セクター等の抜本的改革は、全国的に見れば、地方公共団体による財政支援の大幅な減少、赤字法人や債務超過法人の整理等、相当の成果が挙げられている。
- 第三セクター等改革推進債は、現時点で1兆円近い許可額が見込まれる等、有効に活用されている。
- 採算性を失っている等の状況にある第三セクター等も一部には存在している。

## ○第三セクター等の抜本的改革の進捗状況

(単位:億円、法人)

	平成20年度	平成24年度 (速報値)	増減率
地方公共団体の損失補償・債務保証額	74,784.0	49,721.1	-33.5%
借入額	168,412.5	121,560.6	-27.8%
地方公共団体からの借入額	46,362.2	45,522.0	-1.8%
地方公共団体以外からの借入額	122,050.4	76,038.7	-37.7%
地方公共団体からの補助金等交付額	4,378.8	3,055.7	-30.2%
法人数(総数)	8,685	7,950	-8.5%
経常赤字法人数	2,783	2,701	-2.9%
債務超過法人数	409	314	-23.2%

※各年度の「第三セクター等の状況に関する調査」(公営企業課)による。平成24年度数値は速報値であり、今後変動する可能性がある。

※地方公共団体が出資又は出えんを行っている社団法人、財団法人及び会社法法人と地方三公社の状況である(特別法に基づき設立された法人等を除く。)

※「経常赤字法人数」「債務超過法人数」は地方公共団体の出資比率が25%未満の法人及び財政援助を行っていない法人を除く。

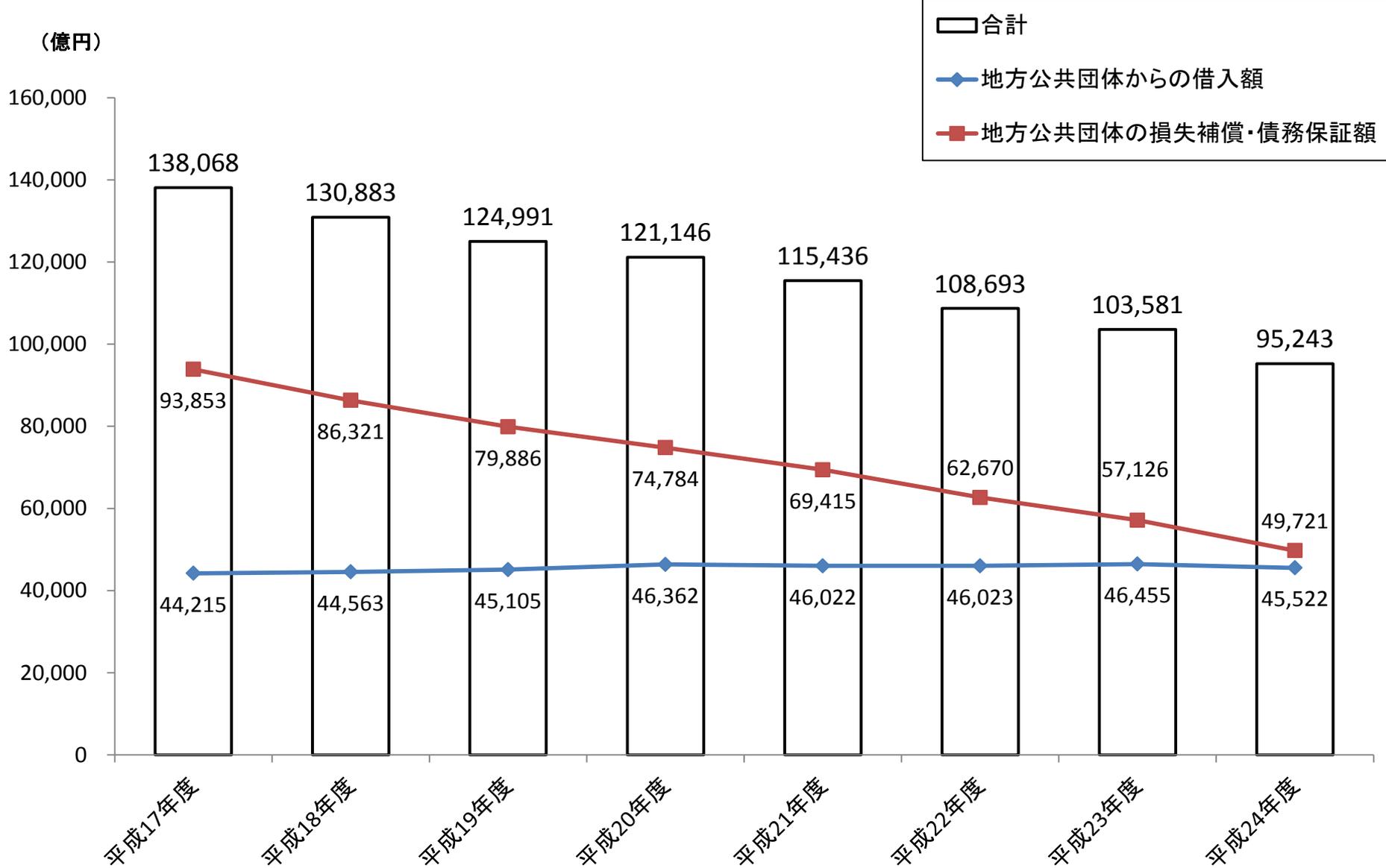
※「法人数(総数)」は各年度末時点の数であり、それ以外は各年度末直近の財務諸表による。

## ○第三セクター等改革推進債の許可額(平成25年度第一次分同意等予定額通知時点)

168件・8,457億円

(第三セクター 30件・1,426億円、地方公社 106件・6,057億円、公営企業 32件・974億円)

# 地方公共団体からの第三セクター・地方公社への財政的支援の推移



# 地方公営企業の不良債務の推移

公営企業全体の不良債務の状況を見ると、H23において約2,022億円を抱えているが、抜本的改革期間以前のH20の2,809億円と比べると、約787億円(約28%)減少している。

事業別に見ると、病院事業における不良債務の解消が顕著である(約421億円減)。

## 全体の不良債務状況

(単位：百万円、%)

事業	区分 年度	不良債務								増減額 (B)-(A) (C)	増減率 (C)/(A)
		20 (A)	21	22	23 (B)	不良債務比率					
						20	21	22	23		
水道(含簡水)		1,239	686	438	181	-	-	-	-	△1,058	△85.4
工業用水道		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
交通		163,732	155,554	146,634	144,725	23.0	22.5	21.4	21.2	△19,007	△11.6
電気		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ガス		115	-	-	-	0.1	-	-	-	△115	-
病院		57,549	50,752	30,692	15,478	1.7	1.5	0.9	0.5	△42,071	△73.1
下水道		26,585	24,026	23,779	22,579	2.1	1.9	1.7	1.6	△4,006	△15.1
その他		31,675	23,561	22,216	19,191	4.4	10.8	8.4	6.0	△12,484	△39.4
合計		280,897	254,578	223,759	202,153	3.0	2.9	2.5	2.3	△78,744	△28.0

※不良債務とは、流動負債から(流動資産-翌年度繰越財源)を控除したものをいう。

※不良債務比率とは、不良債務を(営業収益-受託工事収益)で除して得たものをいう。

# 地方公営企業の資金不足比率の推移

平成24年11月30日公表

## 資金不足比率

経営健全化基準以上である会計

156会計(H19)→61会計(H20)→49会計(H21)→38会計(H22)→36会計(H23)

- 全6,956公営企業会計(※22年度決算:全7,077公営企業会計)
- 資金の不足額がある公営企業会計は88会計(※22年度決算:119会計)

## ◆ 経営健全化基準以上である公営企業会計数

	都道府県	政令市	市区町村	一部事務組合等	合計	H19年(参考)
水道事業	0 / 25	0 / 19	1 / 1,212	0 / 95	1 / 1,351	3 / 1,406
簡易水道事業	0 / 1	0 / 6	0 / 825	0 / 4	0 / 836	6 / 937
工業用水道事業	0 / 41	0 / 9	0 / 93	0 / 9	0 / 152	0 / 150
交通事業	0 / 3	4 / 21	3 / 66	0 / 3	7 / 93	17 / 97
電気事業	0 / 25	0 / 4	0 / 30	0 / 4	0 / 63	1 / 64
ガス事業	0 / 0	0 / 1	0 / 28	0 / 0	0 / 29	0 / 35
港湾整備事業	0 / 34	0 / 4	1 / 39	0 / 6	1 / 83	0 / 73
病院事業	0 / 39	0 / 16	5 / 493	2 / 76	7 / 624	53 / 668
市場事業	0 / 9	1 / 18	3 / 133	0 / 10	4 / 170	9 / 178
と畜場事業	0 / 1	0 / 7	1 / 40	0 / 10	1 / 58	3 / 65
宅地造成事業	0 / 52	0 / 22	2 / 382	2 / 8	4 / 464	27 / 539
下水道事業	0 / 45	0 / 31	3 / 2,513	0 / 20	3 / 2,609	13 / 2,741
観光施設事業	0 / 6	0 / 5	7 / 289	0 / 1	7 / 301	22 / 350
その他事業	0 / 14	0 / 0	1 / 70	0 / 39	1 / 123	2 / 145
合計	0 / 295	5 / 163	27 / 6,213	4 / 285	36 / 6,956	156 / 7,448

(注)分母は事業種類別の公営企業会計数である。

## 第三セクター等改革推進債の許可状況①

(1) 団体区分別実績(平成25年度第一次分同意等予定額通知時点の予定額。)

(単位:件、億円)

	平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度		計	
	件数	許可額	件数	許可額	件数	許可額	件数	許可額	件数	許可額	件数	許可額
都道府県・指定都市	2	228	9	937	7	508	6	674	10	2,062	34	4,409
市町村	10	156	22	646	16	414	32	1,151	54	1,681	134	4,048
計	12	384	31	1,583	23	922	38	1,824	64	3,743	168	8,457

(2) 手法別実績(平成25年度第一次分同意等予定額通知時点の予定額。)

(単位:件、億円)

	平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度		計	
	件数	許可額	件数	許可額	件数	許可額	件数	許可額	件数	許可額	件数	許可額
解散・廃止・破産	6	126	23	1,223	12	477	29	1,190	50	3,059	120	6,075
特別清算・清算計画	1	18	3	102	2	115	5	148	3	34	14	416
廃止(独法化等)	4	76	3	89	7	249	1	44	2	49	17	507
再生・更生・特定調停	1	164	0	0	1	52	2	268	5	450	9	935
事業再生ADR	0	0	1	125	1	29	0	0	0	0	2	154
一部廃止	0	0	1	44	0	0	1	175	4	152	6	371
計	12	384	31	1,583	23	922	38	1,824	64	3,743	168	8,457

※ 「解散・廃止・破産」は公社の解散、公営企業の廃止、三セク等の破産により事業を終了させるものであり、破産・清算した三セク等の事業・資産等の売却・譲渡や、廃止・解散した公営企業・公社の資産等を地方公共団体や別法人が引き継ぐものも含む。

※ 「廃止(独法化等)」は、公営企業について、別法人に事業を引き継がせることを前提として廃止したものであり、病院16件、交通(バス)1件である。【参考 病院事業を引き継いだ者の内訳: 地方独立行政法人 30,269.1百万円・8件、一部事務組合・広域連合 8,146.0百万円・6件、民間(医療法人) 6,566.0百万円・2件。バス事業を引き継いだ者は民間事業者である。】

※ 「一部廃止」は、土地開発公社の業務の一部のみを廃止したものである。

## 第三セクター等改革推進債の許可状況②

(3) 対象法人区分別実績(平成25年度第一次分同意等予定額通知時点の予定額。)

(単位:件、億円)

	平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度		計	
	件数	許可額	件数	許可額	件数	許可額	件数	許可額	件数	許可額	件数	許可額
公営企業	10	203	7	123	9	500	3	68	3	80	32	974
うち病院	5	108	3	89	6	192	1	44	2	49	17	482
うち土地	5	94	4	34	1	238	1	17	1	31	12	414
公社	0	0	17	1,126	8	159	29	1,607	52	3,165	106	6,057
うち土地開発公社	0	0	16	746	6	130	27	1,339	51	3,129	100	5,344
うち地方道路公社	0	0	0	0	2	29	0	0	1	35	3	65
うち住宅供給公社	0	0	1	381	0	0	2	268	0	0	3	649
三セク等	2	182	7	334	6	263	6	149	9	499	30	1,426
うち農林分野	0	0	2	99	1	52	0	0	5	458	8	610
うち住宅分野	0	0	2	96	1	29	0	0	0	0	3	125
うち観光分野	1	18	1	2	2	66	1	2	1	2	6	90
うち不動産分野	1	164	0	0	1	109	3	29	1	15	6	317
計	12	384	31	1,583	23	922	38	1,824	64	3,743	168	8,457

※「公社」は地方道路公社・土地開発公社・地方住宅供給公社であり、「三セク等」はそれ以外の法人である。

※「公営企業」のうち「土地」は宅地・工業用地等の開発・造成・区画整理等を行うために設置された公営企業である。

※「三セク等」のうち「農林」は森林や農地の整備を主要業務とする法人であり、所謂「森林公社」「農地公社」が該当する。「住宅」は宅地や住宅の整備を主要業務とする法人が該当する。

※「観光」は観光施設の整備・管理を主要業務とする法人である。「不動産」は商工業用の土地・建物の整備・維持管理を主要業務とする法人である。

## 地方公共団体の抜本的改革取組状況①

地方公共団体が財政的支援を行っている1,923法人（H25.5.31現在）

（「第三セクター等の抜本的改革に係る取組状況調査」より。速報値であり、今後変動する場合がある。）

現状	計	財政的リスク等を含めて議会等に説明済み	現状を議会等に説明済み（財政的リスクは説明せず）	議会等に対して特段の説明を行わず	（参考）
					H24. 7. 31現在
①抜本的改革実施（実施予定）	271	113	134	24	280
	14. 1%				13. 5%
②存続方針（財政的リスク対応可能）	876	162	598	116	707
	45. 6%				34. 1%
③存続方針（財政的リスク対応困難・財政的リスク不明）	58	2	51	5	68
	3. 0%				3. 3%
④方針未定（検討中・未着手等）	718	25	474	219	1, 016
	37. 3%				49. 1%
計	1, 923	302	1, 257	364	2, 071
	100. 0%	15. 7%	65. 4%	18. 9%	100. 0%

※ 「財政的支援を行っている法人」とは、地方公共団体が貸付（長期・短期）、損失補償・債務保証を行っている第三セクター等及びすべての地方三公社である。

※ 複数の地方公共団体が財政的支援を行っている法人については、重複して計上している。

## 地方公共団体の抜本的改革取組状況②

### ○方針が未定(検討中・未着手)である718法人の内訳(検討状況)

	計	財政的リスク等 を含めて議会等 に説明済み	現状を議会等 に説明済み (財政的リスク は説明せず)	議会等に対して 特段の説明を 行わず	(参考) H24. 7. 31現在
方針未定(検討中・未着手)	718	25	474	219	1,016
検討中	220	20	162	38	381
検討中(H25. 9までに結論)	41	6	31	4	139
検討中(H25. 10～H26. 3に結論)	55	6	33	16	39
検討中(H26. 4以降に結論又は時期未定)	124	8	98	18	203
未着手	498	5	312	181	635
抜本的改革の必要性認識	72	0	46	26	118
近々に着手予定	15	0	10	5	61
地方公共団体の事情で未着手	46	0	28	18	38
その他	11	0	8	3	19
抜本的改革の必要性認識せず	395	5	259	131	366
業務の公共性が高いため未着手	60	2	41	17	197
財政的リスクが小さいため未着手	170	2	114	54	46
当面は現状を維持できるため未着手	136	0	92	44	107
その他	29	1	12	16	16
抜本的改革の必要性分からず	31	0	7	24	151